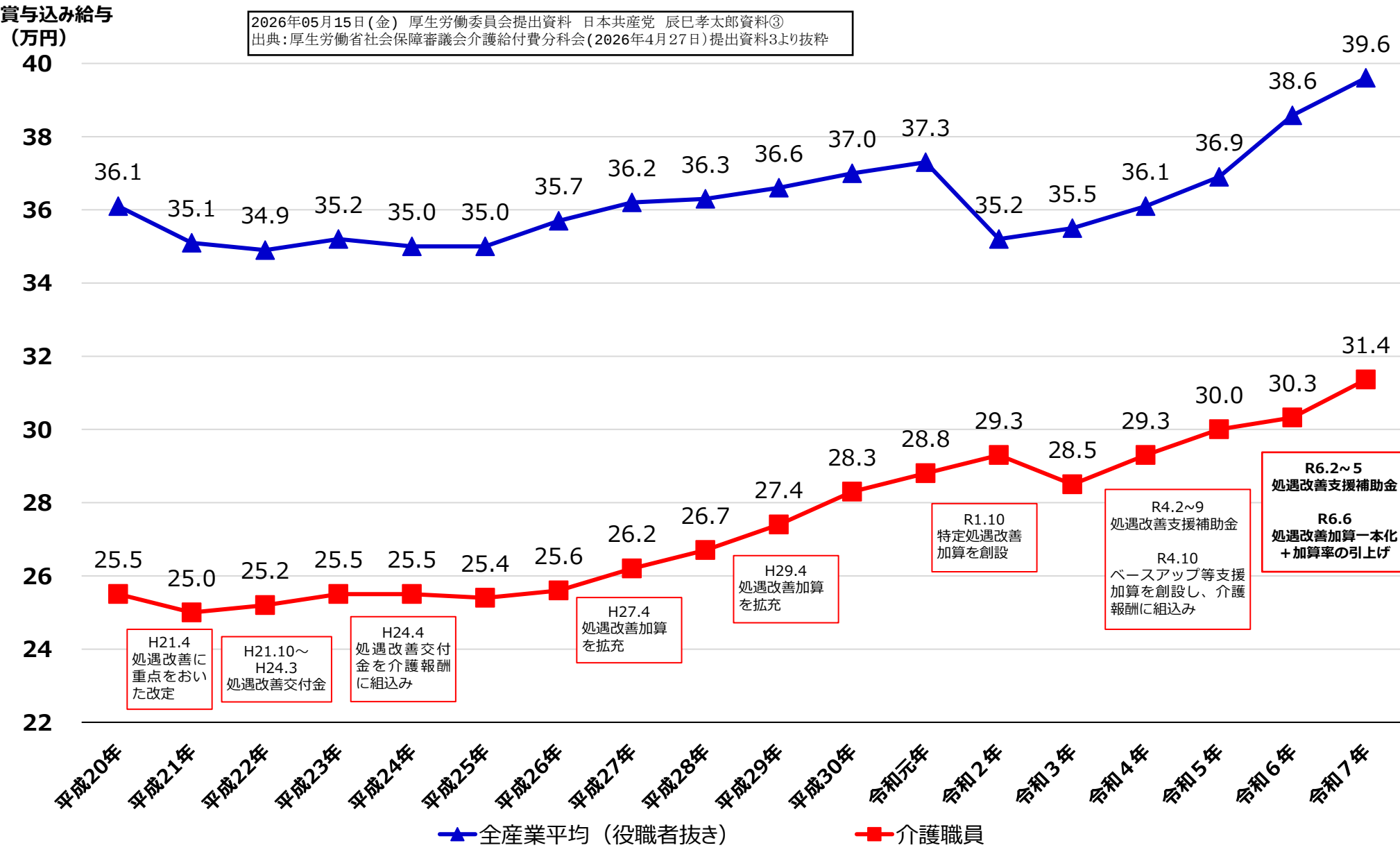


賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



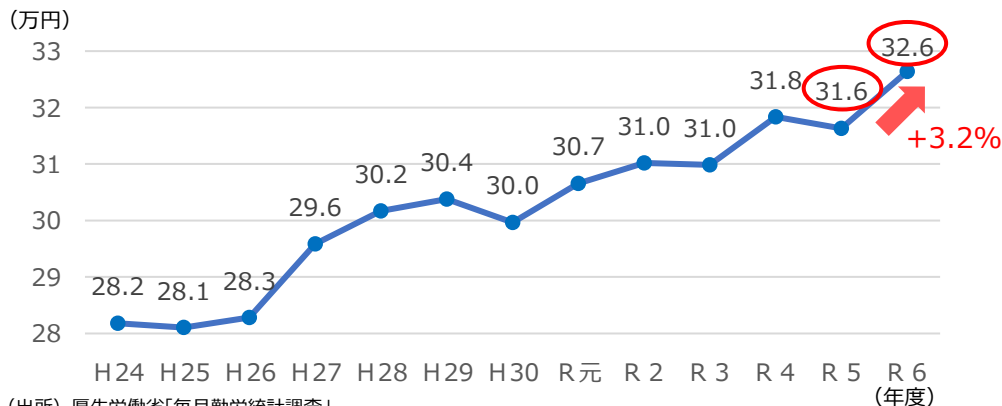
【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

※ 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

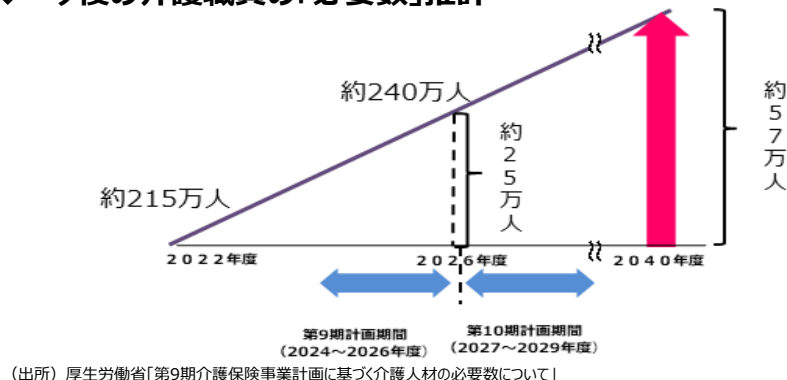
介護分野の職員の処遇改善

- 物価・経済動向が変化する中で、**介護分野の職員の処遇改善が喫緊の課題**となっている。こうした対応による**現役世代の保険料負担の増加を抑制**するために、しっかりとした**制度改革が必要**。
- その上で、日本の生産年齢人口が減少する中で、今後増加する介護サービスの需要をカバーする必要があることを踏まえると、介護テクノロジーの活用や経営の大規模化等による**業務の効率化が不可欠**であり、**効率化分を賃上げ原資としていくことが重要**。必要な処遇改善の水準の議論に当たっても、こうした考え方を反映していく必要。
- 必要な処遇改善の水準については、令和6年度介護報酬改定において、**令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ分を措置したところ、令和6年度に、全体で3.2%の賃上げ**（毎月勤労統計調査）、**個々の職員に着目すると4.6%の賃上げ**（処遇状況調査、定期昇給込み）が実現していることに留意が必要であり、今後明らかになる令和7年度における賃上げの状況も踏まえて検討する必要。
- また、目指すべき賃上げ率・額については、現状、**介護分野の事業所は小規模**であることを踏まえて、介護職員の賃金の比較対象として、**同様の規模の企業の従業員の賃金を参照**することも検討する必要。

◆ 介護職員（老人福祉・介護事業）の賃金の推移（毎月勤労統計調査）



◆ 今後の介護職員の「必要数」推計

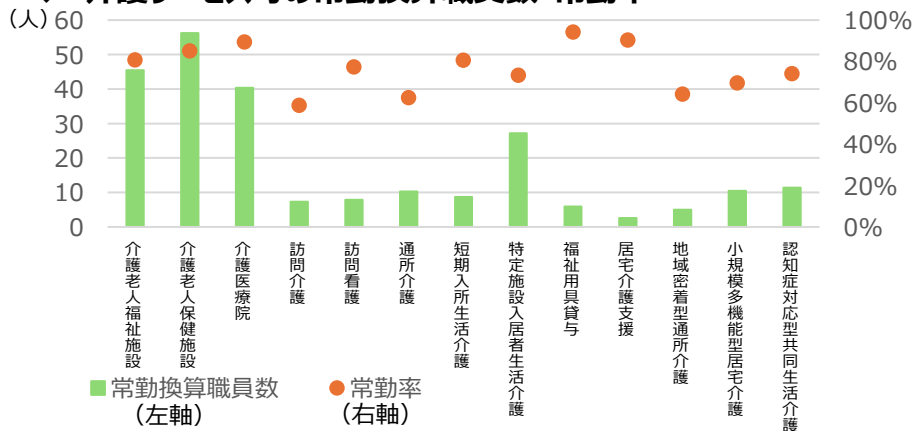


◆ 介護職員（常勤・月給の者）の賃金の変化（処遇状況調査）

	令和5年9月	令和6年9月	増加額
基本給等	24.3万円	25.4万円	1.1万円 (4.6%増)
平均給与額	32.4万円	33.8万円	1.4万円 (4.3%増)

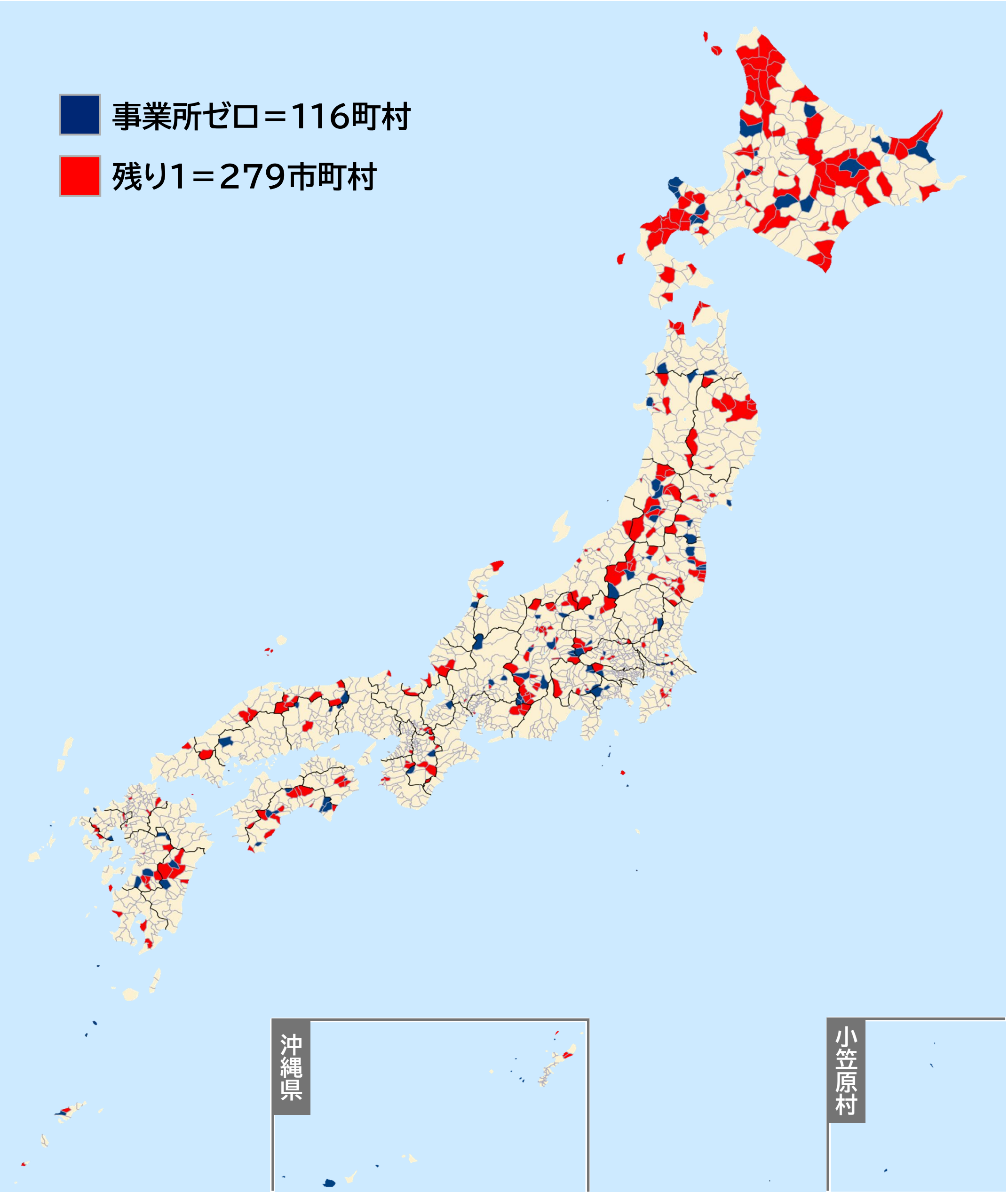
（出所）厚生労働省「令和6年度介護事業者処遇状況等調査」
（注1）基本給等＝基本給（月額）＋毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない）
（注2）平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（4～9月の支給金額の1/6。賞与等含む。）
（注3）処遇改善加算を取得している施設・事業所における、両年とも在籍している職員の比較。

◆ 介護サービス毎の常勤換算職員数・常勤率

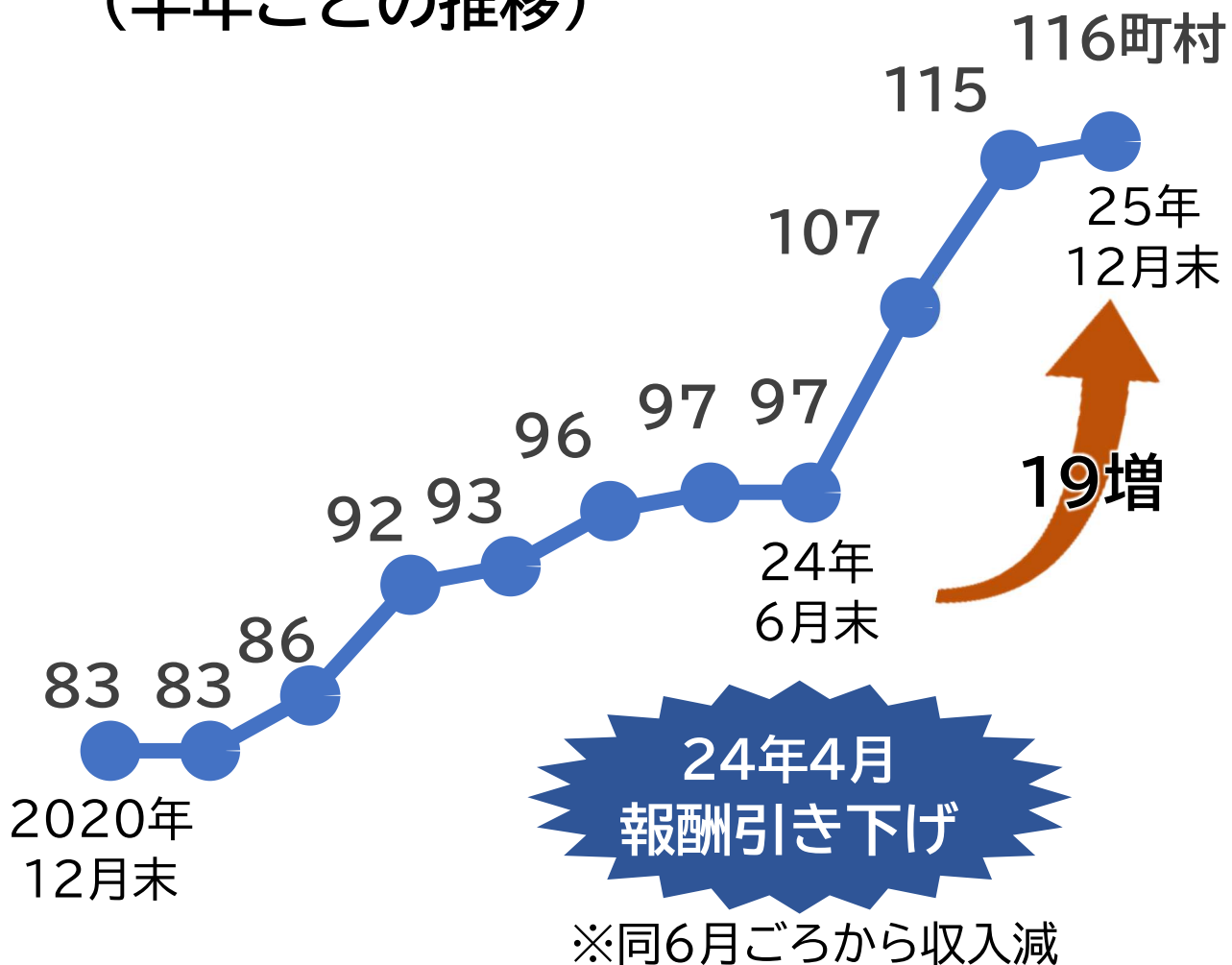


訪問介護事業所が0または1の自治体

(2025年12月末時点のもの)



訪問介護事業所がない自治体が増加 (半年ごとの推移)



厚生労働省が公表した全国の事業所一覧（介護サービス情報公表システムのオープンデータ）をもとに作成